

別表1（第2条関係）

工事区分	工事内容
増築	店舗等の床面積を増加させる工事
改築	店舗等の一部を取り壊し、当該店舗等部分に事業活動に必要な部分を改めて建築する工事
改装	店舗等の内装及び外装の工事。また、給排水設備、電気・ガス等の店舗等に固定され建物と一体となって機能する設備等の工事
改修	老朽化、災害、その他の事由により低下した店舗等の機能を既存より向上させる工事
修繕	老朽化、災害、その他の事由により低下した店舗等の箇所を元の性能に戻す工事
その他	町長が必要と認める工事